

武蔵野市福祉型住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市福祉型住宅管理条例の一部を改正する条例

武蔵野市福祉型住宅管理条例（平成4年3月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 福祉型住宅及び単独福祉型住宅の使用を申し込むことのできる者（第9号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>）を含む。）は、申込みをする日において、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 福祉型住宅及び単独福祉型住宅の使用を申し込むことのできる者（第9号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）<u>又は武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第18条第2項前段の規定による書面の交付を受けた者若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下これらを「パートナーシップ制度の相手方」という。）（以下「親族等」という。）を含む。）</u>は、申込みをする日において、次に掲げる要件を備えている者で</p>	<p>字句の改正</p>

<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 障害者用住宅については、規則で定める障害者（以下「障害者」という。）又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が障害者である世帯であること。</p> <p>(6) ひとり親世帯用住宅については、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>のない者</u>又はこれに準ずる次に掲げる者と、その者と現に同居し、又は同居しようとするその者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯であること。</p> <p>ア 配偶者の生死が明らかでない者</p> <p>イ <u>配偶者</u>から遺棄されている者</p> <p>ウ <u>配偶者</u>が海外にあるためその扶養を受けることができない者</p> <p>(7) 子育て世帯用住宅については、<u>夫及び妻の年齢が45歳未満である夫婦</u>（婚姻の</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 障害者用住宅については、規則で定める障害者（以下「障害者」という。）又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が障害者である世帯であること。</p> <p>(6) ひとり親世帯用住宅については、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>及びパートナーシップ制度の相手方のいずれもない者</u>又はこれに準ずる次に掲げる者と、その者と現に同居し、又は同居しようとするその者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯であること。</p> <p>ア 配偶者又はパートナーシップ制度の相手方（以下「配偶者等」という。）の生死が明らかでない者</p> <p>イ <u>配偶者等</u>から遺棄されている者</p> <p>ウ <u>配偶者等</u>が海外にあるためその扶養を受けることができない者</p> <p>(7) 子育て世帯用住宅については、<u>年齢がいずれも45歳未満である夫婦</u>（婚姻の届</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p>
--	---	---

届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)と、これらの者と現に同居し、若しくは同居しようとするこれらの者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯又は前号に掲げる世帯であること。

(8) 前年の収入が、次に掲げる金額を超えないこと。

ア 申込者又は申込者と同居し、若しくは同居しようとする親族が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める基準に該当する場合は、214,000円

イ (略)

(9) (略)

(使用の手続)

第8条の2 前条の規定により使用予定者として決定された者は、市長が定める日までに、次に掲げる使用の手続を行わなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、規則で定める手続をもって、第1号及び第2号に掲げる手続に代えることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 使用予定者及び同居し、

出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)又はパートナーシップ制度の相手方である双方と、これらの者と現に同居し、若しくは同居しようとするこれらの者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯又は前号に掲げる世帯であること。

(8) 前年の収入が、次に掲げる金額を超えないこと。

ア 申込者又は申込者と同居し、若しくは同居しようとする親族等が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める基準に該当する場合は、214,000円

イ (略)

(9) (略)

(使用の手続)

第8条の2 前条の規定により使用予定者として決定された者は、市長が定める日までに、次に掲げる使用の手続を行わなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、規則で定める手続をもって、第1号及び第2号に掲げる手続に代えることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 使用予定者及び同居し、

字句の改正

<p>又は同居しようとする<u>親族</u>に関し、規則で定める書類を提出すること。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者以外の同居の<u>親族</u>がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第23条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、福祉型住宅及び単独福祉型住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 福祉型住宅又は単独福祉型住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の<u>配偶者</u>であって、従前より当該住宅に居住しているものであるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該許可を受けようとする</p>	<p>又は同居しようとする<u>親族等</u>に関し、規則で定める書類を提出すること。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者以外の同居の<u>親族等</u>がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第23条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、福祉型住宅及び単独福祉型住宅の管理上支障がないと認めるときは、市長は、当該住宅の使用権の承継を許可することができる。</p> <p>(1) 福祉型住宅又は単独福祉型住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の<u>配偶者等</u>であって、従前より当該住宅に居住しているものであるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該許可を受けようとする</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	---	--

<p>る者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該許可を受けようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している<u>親族</u>である場合を除く。）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3から8まで (略)</p>	<p>る者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該許可を受けようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している<u>親族等</u>である場合を除く。）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3から8まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
---	--	--------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

福祉型住宅の同居資格等について、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）に基づくパートナーシップ届受理証の交付を受けた者等を明確に規定するため、所要の改正をするものである。